

地方分権改革の推進

去る2月9日、東京で開催された「全国市議会議長会・評議員会」（全国9ブロック・評議員155名）において、香美市議會議長の西村芳成議長が地方行政委員会の委員長報告を行った。

西村芳成議長は、平成23年6月15日開催の全国市議会議長会・第87回定期総会において、6委員会のうちの1つ地方行政委員会（委員22名）の委員長に就任。以来、地方行政委員会は、この1年間、西村委員長を中心に、所管事項である地方分権改革の推進や地方議会の権能強化、消防・治安対策の充実強化等の実現に向け、積極的に委員会活動を行ってきた。が、本年5月23日をもって任期満了となる。報告内容は、次のとおりである。

「地方分権改革の推進」における義務付け・枠付けの見直しについて

にわたる見直しに続き、昨年11月末の第3次見直しとして291条項目を見直すことが、国議決定され、これを踏まえた第3次一括法案が通常国会に提出される予定。

また、国の出先機関改革については、昨年末の地域主権戦略会議において事務権限の地方への移譲の受け皿となる「広域的実施体制の枠組み」の方向性がとりまとめられるとともに、移譲に向けた特例法案の国会提出方針が決定された。

次に、「地方議会の権能強化」については、総務省が示した地方自治法改正案に反対する意見を取りまとめ、野田首相に提出した。この意見では、本会をはじめ、議会3団体が実現を求め、執行3団体が慎重な対応を主張してきた条例・予算の専決処分を議会が不承認とした場合に首長が、補正予算や条例改正案の提出、予算未執行部分の執行停止、議会や住民に対して説明責任を果たすなどの対応措置の義務化について、制度化を図るべきとされた。総務省は、これらの意見に加え、地方6団体に異論がなく調査会で議論しなかつた議長等が臨時会の招集請求をしても、首長が議会を招集しない場合の議長への招集権の付与や副知事・副市町村長選任の専決処分対象からの除外などの事項を反映した地方自治法改正案の国会提出を予定している。

また、本委員会が要望してきた議会へ経営状況の報告を要する市

の出資法人の範囲の拡大については、これまで2分の1以上の出資から4分の1以上出資

している場合に拡大す

る政令が昨年12月26日

に施行され、要望が実

92回 全国市議会議長会評議員会



ては、これまでの2次

認とした場合に首長が、現した。

次に「合併市町村に

統審議となつてゐる。

削減が危惧されてい

た「基地対策関係予算の確保等」では、総務

省所管の基地交付金、調整交付金が、前年度と同額の335億円余が、防衛省所管の「基

地周辺対策経費」につ

いては、対前年度比

10億円増の1297億円が確保された。

このほか、「消防防災体制の充実強化」、「過疎地域の自立促進」等所要額が確保された。

た被災地において、さらに5年延長し、20年とするとともに、被災11月に国会に提出され

た地以外の合併市町村においても5年延長し15年とする「法案は、継続して5年延長し15年とする」法案は、継続して5年延長し15年とする「法案は、継

10億円増の1297億円が確保された。

このほか、「消防防

災体制の充実強化」、「過疎地域の自立促進」等所要額が確保された。